

令和 8 年度被災者の早期生活再建支援のための  
罹災証明・生活再建手続きのデジタル化事業委託業務に係る募集要項

本業務は、大規模災害時における被災者の早期生活再建支援を迅速かつ効率的に実現するため、被災者の負担軽減と迅速な罹災証明書取得を可能とする自己判定システム導入を含むデジタル化を通じ、職員業務効率化及び災害対応能力強化に資する企画提案を募集するものである。

## 1 契約に付する事項

- (1) 業務名 令和 8 年度被災者の早期生活再建支援のための罹災証明・生活再建手続きのデジタル化事業委託業務
- (2) 履行期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで
- (3) 業務概要 「令和 8 年度被災者の早期生活再建支援のための罹災証明・生活再建手続きのデジタル化事業委託業務に係る仕様書（以下「仕様書」という。）」による。
- (4) 限度額 42,000,000 円（消費税 10%を含む）

## 2 主なスケジュール

募集の公告	令和 8 年 5 月 29 日（金）
入札参加資格申請期限	令和 8 年 6 月 9 日（火）17 時 00 分
質問書提出期限	令和 8 年 6 月 12 日（金）17 時 00 分
提案競技参加申込・参加資格審査書類期限	令和 8 年 6 月 24 日（水）17 時 00 分
企画提案書等提出期限	令和 8 年 7 月 8 日（水）17 時 00 分
審査会	令和 8 年 7 月 14 日（火）（予定）
審査結果の通知	令和 8 年 7 月 15 日（水）（予定）

## 3 参加資格

本件への参加は、次の各号の要件にすべて該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格のうち、「システム開発」および「システム保守」の両方を有する者であること。  
この公告の日現在で資格登録されていない者については、令和 8 年 6 月 9 日（火）17 時 00 分までに 13（1）の入札参加資格担当部局にて登録申請を行うこと。  
なお、申請は期日以降も随時に受け付けるが、登録が入札に間に合わない場合がある。
- (3) 公告日以前 3 箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産の申し立て、会社更生法（平成 14 年法第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 次の各項目に該当すること。
  - ① 宗教活動または政治活動を主たる活動目的とする者でないこと。
  - ② 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。

③自己または自己の役員等が、次のいずれにも該当しないものであること及び次の各号に掲げる者が実質的な運営に関与していないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員が役員となっている事業者

(エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

(オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

(カ) 暴力団（員）に経済上の利益又は便宜を供与している者

(キ) 暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者

(ク) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

※本要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

#### 4 提出書類

##### (1) 提出書類一覧、部数及び提出期限

本提案募集における提出書類は、下表のとおりとし、定められた期限までに提出すること。

提出書類名	部数 (紙)	部数 (電子)	提出期限	備考
参加申込書（様式1）	1部	1部	令和8年6月24日（水） 17時00分	
参加資格確認申請書兼誓約書 （様式2）	1部	1部	同上	
辞退職（様式3）	1部	1部	随時	該当者のみ
質問書（様式4）	1部	1部	令和8年6月12日（金） 17時00分	メールで提出 電話確認要
企画提案書（様式5）	6部 正：1部 副：5部	1部	令和8年7月8日（水） 17時00分	
提案者概要書（様式6）	1部	1部	同上	
見積書及び見積明細書 （様式任意）	1部	1部	同上	仕様書を踏まえた 内訳を記載

##### (2) 提出方法

メール、持参または郵送により、下記の提出先に提出すること。

※メールの場合、到着確認のため、送信後に電話連絡をすること。

※持参の場合、受付時間は、開庁日の8時30分から17時までとする（土曜日、日曜日、祝日を除く）。

※郵送の場合、必ず簡易書留により提出すること（提出期限までに必着）。

(3) 提出先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号（県庁舎本館6階）  
大分県生活環境部防災局防災対策企画課 防災企画班  
メール a13581@pref.oita.lg.jp  
電話 097-506-3067

(4) 提出にあたっての留意事項

- ① 提出書類に用いる言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- ② 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替え、追加は理由の如何に関わらず一切認めない。また、書式の記載誤り、判読できない又は要件を満たしていない場合は、評価対象外となる。
- ③ 提出書類の作成及び提出に要する費用はプロポーザル参加者の負担とする。
- ④ 県は、審査作業に必要な範囲に限り提案書の複製を作成できることとする。
- ⑤ 提出された書類は返却しない。これらの書類は、提出されてから提出期間が終了するまでの間、県は一切公表しない。
- ⑥ 県は、プロポーザル参加者から提供された従業員等の個人情報、実施及び契約に係る事務処理において必要な連絡にのみ用いるものとし、他の用途には用いない。なお、個人情報の取り扱いは、大分県個人情報保護条例に従う。
- ⑦ 提案書等に含まれる著作物の著作権は、プロポーザル参加者に属する。なお、提案書等の記述が、特許権など日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の種類の対象となるものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負うこととする。

## 5 企画提案書の作成について

(1) 作成方法

- ① 企画提案書はA4サイズで統一、表紙及び中表紙を除き両面印刷とし、できる限り簡略なものとする。表紙、目次、図表、用語集を含み、原則30ページ以内とする。
- ② 表紙には、標題として「令和8年度被災者の早期生活再建支援のための罹災証明・生活再建手続きのデジタル化事業委託業務」を記載し、他に「入札参加者の商号又は名称」、「代表者氏名」を記載すること。
- ③ 企画提案書の記載内容は、入札価格の範囲内で実施可能な内容を記載すること。
- ④ 追加機能等、仕様書に示す要求範囲を超える提案を行う場合には、その範囲を超える部分及びその効果を明確に示すこと。
- ⑤ 記載内容及び構成・順序については、「5（2）企画提案書等の記載内容」のとおりとすること。
- ⑥ 詳細な評価項目については、「8 評価基準及び採点基準について」を参照すること。

(2) 企画提案書等作成の留意点

<p>①企画提案書に必要な記載事項</p>	<p>ア 機能及び要件【仕様書 第2章3、第3章3】 機能要件の各項目について記載すること。</p> <p>イ 計画の妥当性【仕様書 第1章9(1)】 契約後からシステム運用開始までの導入スケジュール(各種研修会等の内容も含むもの)を提案すること。</p> <p>ウ プロジェクト管理【仕様書 第1章10(4)】 業務を円滑に遂行するための体制は整っているか。</p> <p>エ 操作性【仕様書 第2章2(1)、第3章2(1)】 システム利用において職員の操作性は良いか。</p> <p>オ リスク、品質管理【仕様書 第2章4(5)、5(1)～(3)、第3章4(5)、5(1)～(3)】 不正アクセスや大規模災害等による障害発生時のサービス維持方策について提案すること。 システム導入前の試験運用方法について提案すること。</p> <p>カ 導入支援【仕様書 第2章5(5)、第3章5(5)】 システム使用職員に対する説明会の実施方法や回数、マニュアル作成等の導入支援について提案すること。</p> <p>キ 導入後のサポート体制【仕様書 第2章6、第3章6】 職員及の質疑に対する導入後のサポート体制について、提案すること。</p> <p>ク 導入後の費用 運用保守費用は、運用保守期間(令和9年4月1日から令和14年3月31日)の間、毎年定額とすること。その上で、運用開始後に発生する月額費用について概算で提示すること。 (本業務の見積金額には含めない。)</p> <p><b>※上記の各記載事項については、記載箇所を企画提案書等に明記すること。</b></p>
<p>②業務実績調書の記載事項</p>	<p>提供するシステムにおいて、国、地方公共団体又は民間企業・団体等への導入及び運用を受託した契約実績について記載し、その内容がわかる書類(契約書、仕様書等)の写しを添付すること。なお、契約金額について、契約相手方から開示の了承が得られない場合は、欄外にその旨を記載し契約金額部分を黒塗りにする等の処理を行うこと。</p>
<p>③見積書及び見積明細の記載事項</p>	<p>本業務の受託に係る見積金額及びその明細を記載すること。なお、上記「企画提案書に必要な記載事項」のク(導入後の費用)で提示する費用は、本業務の見積金額には含めないこと。</p>

(3) 提出物及び部数

- ① 企画提案書一式をA4縦のフラットファイル等に綴じたもの 6部(正:1部 副:5部)
- ② 企画提案書一式をPDFファイル化して記録したCD又はDVD 1部

※フラットファイル表紙及びCD又はDVDのレーベル面に、「令和8年度被災者の早期生活

再建支援のための罹災証明・生活再建手続きのデジタル化事業委託業務」、「入札参加者の商号又は名称」、「代表者氏名」を記載すること。

## 6 質問の受付及び回答

### (1) 受付方法

質問の受付は、すべて「質問書」（様式4）にて行うものとし、質問書はメールで提出し、件名は「（質問）令和8年度被災者の早期生活再建支援のための罹災証明・生活再建手続きのデジタル化事業委託業務」とすること。なお、メールの受信確認を必ず電話にて行うこと。

### (2) 質問書の提出期限及び提出先

- ① 提出期限 令和8年6月12日（金）17時00分まで
- ② 提出先 「4 提出書類（3）」に記載の提出先と同様

### (3) 回答

令和8年6月19日（金）までに、質問者にメールで回答する。

## 7 企画提案書の審査及び結果の通知

### (1) 提案書の審査

「令和8年度被災者の早期生活再建支援のための罹災証明・生活再建手続きのデジタル化事業委託業務に係る提案競技審査会」（以下、「審査委員会」という。）が評価点方式による順位付け及び協議を行い、受託者を選定する。

### (2) プレゼンテーション

1 提案者あたり40分（説明20分、質疑応答20分）程度を予定する。（ただし、参加者数に応じ変更することがある。）

プレゼンテーション対象者には、実施日時及び場所（7月14日に県庁舎会議室で開催予定）を別途通知する。

また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

### (3) 審査結果の通知

審査の結果については、速やかに提案者あて通知する。

## 8 評価基準及び採点基準について

### (1) 評価基準

評価カテゴリ	評価項目	評価内容	配点
企画提案内容	機能及び要件	①仕様書の内容を明確に理解しているか。提案内容は事業の目的及び趣旨との整合性がとれているか。	16
	計画の妥当性	②導入スケジュールの計画は適当な内容であり、かつ実現可能なものであるか。	8
	プロジェクト管理	③業務を円滑に遂行するための体制は整っているか。	8
	操作性	④職員及び利用者（県民）にとって、システム画面の遷移及び操作性等は、使いやすいものとなっているか。	8
	リスク・品質管理	⑤セキュリティ対策、障害発生時のシステム維持方策、及び通常時・災害時を問わない継続的なシステム性能維持の観点を含め、その方策は妥当かつ適正であり、可能な限りサービスを中断せずに運用可能であるか	8
	導入支援	⑥システム使用職員に対する説明会の実施方法や回数、マニュアル作成等の導入支援についての提案は適当なものであるか。	8
		⑦試験運用等の提案は、円滑な導入を達成するために、適当な内容であり、かつ実現可能なものであるか。	8
	導入後のサポート体制	⑧導入後のサポートは、円滑な運用のための十分な体制が確保されているか。	8
	運用維持費等	⑨運用開始後の固定費用及び取扱件数に伴う追加費用は、長期的な視点において費用対効果が適切であり、総合的なランニングコストが低廉であるか	8
	独自提案	⑩仕様書の要求に加え、追加の提案があり、その内容は大分県にとって有益なものであるか。	4
企業の業務実績	⑪国、地方公共団体又は民間企業・団体等への導入及び運用の実績が複数あり、業務遂行に十分な経験を有しているか。	8	
本業務の受託費用	⑫見積金額は、提案内容に見合った金額となっているか。	8	

※評価表で必須とされる評価項目に0点の項目があれば採用しないものとする。

### (2) 採点基準

評価	点数
優れている	2
標準的である	1
不十分	0

※上記点数に、別紙「令和8年度被災者の早期生活再建支援のための罹災証明・生活再建手続きのデジタル化事業委託業務に係る公募型プロポーザル評価表」に記載の評価項目ごとの重みを乗じた値を点数とする。

## 9 業務委託契約の締結

県は、「8 評価基準及び採点基準について」に基づき、審査の結果、点数が最も高かった提案者（最優秀提案者）を受託候補者として選定し、当該受託候補者と事業内容及び委託金額について双方協議のうえ、大分県契約事務規則に基づき、業務委託契約を締結する。なお、審査の結果をふまえて、提案内容及び金額の変更を求めることがある。

## 10 受託者の変更

契約締結後であっても、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、または、業務遂行能力がないと認められる場合等は、契約を解除し、受託者を変更することを妨げないものとします。

## 11 その他企画提案等にかかる留意事項

### (1) 説明書の承諾

提案者は、企画提案書の提出をもって、本要項の記載内容を承諾したものとみなします。

### (2) 提案者の欠格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

①提案書類の提出期限を過ぎた場合

②提案に参加する資格がない者が提案したとき

③所在地、法人名、印影若しくは重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場合

④その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

### (3) 提案競技参加申込及び提案書等書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに様式3を提出して下さい。

## 12 留意事項

(1) 県は、受託者に対して、事業の実施状況を勘案し、実施内容の変更を指示することができる。

(2) 知事は、その書類の内容を検査し、必要があるときは事業実施者に報告を求め、または、大分県職員に事務所への立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させるなど必要な調査を行うことができる。

(3) その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに大分県個人情報保護条例・大分県会計規則及びその他の大分県が制定する関係条例規則等に従うこと。

## 13 担当部局

### (1) 入札参加資格登録担当部局

大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号（県庁舎本館2階）

大分県会計管理局用度管財課 物品調達班

電話 097-506-2965

(2) 契約及び業務担当部局

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号（県庁舎本館6階）

大分県生活環境部防災局防災対策企画課 防災企画班

メール a13581@pref.oita.lg.jp

電話 097-506-3067